

令和7年度渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>脱炭素社会実現に向け住まいの省エネルギー化を促すため、市民が居住する住宅等における、エコリフォーム費用の一部を補助します。</p>
<p>内容</p> <p>補助対象事業</p>	<p>1 補助の対象となるエコリフォームは、次に掲げるもので市内に事業所を有する法人又は個人事業主が施工するものとし、工事費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上のものです。住宅等とは、市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）、区分所有されたマンションの専有部分及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物とします。ただし、1年以内に建てられた新築住宅、賃貸住宅、給与住宅、別荘等の一時的に使用するもの及び売買等の営利を目的とするものを除きます。</p> <p>（1） 次に掲げる部分について、断熱、遮熱等となるもの</p> <p>ア 屋根</p> <p>イ 外壁</p> <p>ウ 開口部</p> <p>（2） 内装の断熱、省エネルギー化等となるもの</p> <p>（3） 給排水衛生設備の節水、節電、高効率等となるもの</p> <p>（4） 空気調和設備の節電、省エネルギー化、高効率等となるもの</p> <p>（5） 電気設備の節電、省エネルギー化、高効率等となるもの</p> <p>（6） 前各号のエコリフォームに付随するもの</p> <p>（7） その他市長が補助の対象と認めるもの</p> <p>2 補助対象外となるエコリフォームは、次に掲げるものです。</p> <p>（1） 家具、機器（中古を含む）のみの購入</p> <p>（2） 下水道接続、合併浄化槽等の設置</p> <p>（3） 車庫、倉庫、物置等（住宅と一体になっているものを除く）の設置又は改修</p> <p>（4） 外構の改修</p> <p>（5） 10平方メートルを超える増改築</p> <p>（6） 住宅の解体（エコリフォームに伴う部分解体は除く。）</p> <p>（7） 公共事業に伴う補償の対象となるもの</p> <p>（8） 市の他の補助制度により補助対象となるもの</p>

	補助対象者	<p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件をすべて満たすものです。</p> <p>(1) エコリフォームする住宅等の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録がされていること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p>
	補助対象経費	補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
	交付金額	<p>(1) 補助対象経費に20分の1を乗じて得た額の額とし、10万円を限度とします。</p> <p>(2) 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>
	限度額	この補助金の事業全体の補助限度額は、900万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	補助金の交付は、補助対象者及び補助対象事業を行った住宅等につき1回限りとします。
	交付申請の方法、 時期等	<p>補助対象事業に着手する前日までに建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 着工前の状況を明らかにする写真</p> <p>(2) 工事内容の分かる図面（間取り図、立面図等）</p> <p>(3) エコリフォームの分かる資料（カタログ等）</p> <p>(4) 見積書の写し</p> <p>(5) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの</p> <p>(6) 対象住宅等の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（申請年度又は前年度のもの）又はこれに代わるもの</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は、(5)の書類を除きます。</p> <p>【注2】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>【注3】築年数が確認できない場合、登記事項証明書等が必要</p>

	となる場合があります。
交付決定の時期等	申請のあった日から10日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
変更交付申請の方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市住宅エコリフォーム支援事業変更交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。 （1） 渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認通知書の写し （2） 変更内容の分かる図面 （3） エコリフォームの分かる資料（カタログ等） （4） 見積書又は請求書等の写し（金額が変更の場合に限る。） （5） その他市長が必要と認める書類
変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。
工事の中止	補助金の交付決定を受けた者が、エコリフォームを中止するときは、渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金工事中止届出書（様式第5号）に渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認通知書の写しを添えて提出してください。
承継申請の方法、時期等	補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人（以下「承継者」という。）が承継することができます。渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金承継申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。 （1） 渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認通知書の写し （2） 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し （3） 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し （4） その他市長が必要と認める書類
承継の承認	承継申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金承継承認通知書（様式第7号）により承継者に通知します。
	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又は、その日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋

実績報告の方法、 時期等	<p>川市住宅エコリフォーム支援事業補助金完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認通知書の写し</p> <p>(2) 領収書又は支払いが確認できる書類の写し</p> <p>(3) 工事完了後の写真</p> <p>(4) エコリフォームの分かる資料（出荷証明、納品書等）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告内容が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法	<p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金請求書（様式第10号）により請求してください。</p>
交付決定の取消し	<p>次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。この場合は、渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知します。</p> <p>(1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき、又は受けようとしたとき</p> <p>(3) 補助金を他の用途に使用したとき</p> <p>(4) この要綱の規定に違反したとき</p>
補助金の返還	<p>補助金の交付後に補助金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、次に定める額の補助金を返還しなければなりません。この場合、渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金返還命令書（様式12号）により通知します。</p> <p>(1) 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
	<p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更承認（不承認）</p>

	申請書等の様式	<p>通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金工事中止届出書（様式第5号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金承継申請書（様式第6号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金承継承認通知書（様式第7号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金完了実績報告書（様式第8号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金確定通知書（様式9号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金請求書（様式10号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書（様式11号）</p> <p>渋川市住宅エコリフォーム支援事業補助金返還命令書（様式12号）</p>
	取扱担当課	<p>渋川市役所建築住宅課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-25-7191（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4715）</p> <p>メールアドレス ken-juu@city.shibukawa.gunma.jp</p>